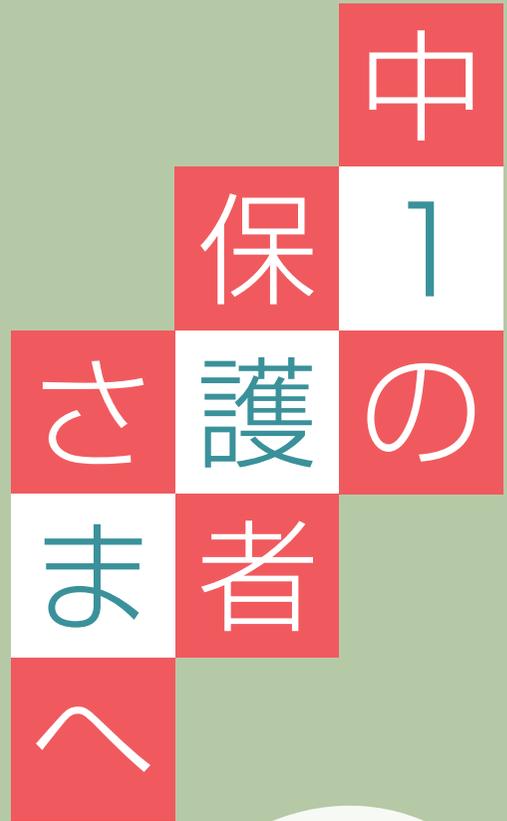


窃盗(万引き)について一度お子さんと話し合ってみませんか？

中学1年生になると、学習や生活環境
人間関係などの大きな変化に直面します。
それを上手に乗りこえていけないと
勉強についていけない、学校が楽しくない
そしていじめなどの問題をかかえてしまうことがあります。
思いもしなかった万引きをして補導されてしまうことも。



▲こちらからお読みになったご意見・ご感想をお寄せください。



特定非営利活動法人
全国万引犯罪防止機構

この冊子は、**宝くじ**の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



まさか

うちの子が万引きをするなんて!!

これからご紹介するのは、ある日突然わが子の万引き犯罪に直面してしまった保護者の声です。



中1の子どもの母です。
子どもが万引きをし、補導されました。

お店から警察署に連れ戻いかれ、そのことを警察署からの電話で知りました。

子どもは警察官に万引きは重い犯罪で、被害を受けたお店を苦しめてしまうことなどを教わり、迎えに行った時はうろたえながら出てきました。

「万引きはいけないことだという気持ちはあったけど、友だちと一緒につい...」と言いました。

その後二人でお店に謝りに行き、本当にショックで、子どもの横で、ただただ涙ながらに謝ることしかできませんでした。

決して真面目なタイプではないのですが、正義感が強く万引きのようには非行だけはないと思っ込んでいました。

思えばこれまで万引きのニュースを見ても、『親の教育が悪いのだろう...』くらいに思い、自分の子どもには関係ないと思っていました。

自身の接し方のどこが間違っていたのでしょうか。

子どもの将来のために親としてこれからどう対処していけばよいのでしょうか。とても不安です...

1 子どもの万引き、保護者が知らないその実態

子どもが万引きをしてしまう。そこにはさまざまな背景が見え隠れします。

背景1 自分が欲しいから万引きをする	背景2 友だちの影響で万引きをする	背景3 ゲーム感覚で万引きをする
お小遣いでは買えない	それを持っていないと仲間に入れてもらえない	ゲームをしているような感じで
親には頼めない	友だちの誘いを断れなくて	友だちと軽い気持ちで
単に欲しかった	友だちに命令されて	捕まらないだろう、捕まったらそれは運が悪かったから

「万引きをしないさせない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会「万引きに関する調査研究報告書」より

見つからなければ、またやっちゃう？

万引きは繰り返すうちに、罪悪感を感じなくなって常習化していくことがあります。

■ 再び万引きをする理由

1位/見つからなかったから
2位/注意されなかったから
3位/代金を支払い、許されたから

■ 万引きをする時の気持ち

はじめての万引き	10回以上の万引き
1位/いけないことだと迷った	1位/スリルがあって楽しかった
2位/見つかるのが怖かった	2位/何も感じなかった

東京都「子どもに、絶対、万引をさせない!!宣言」より

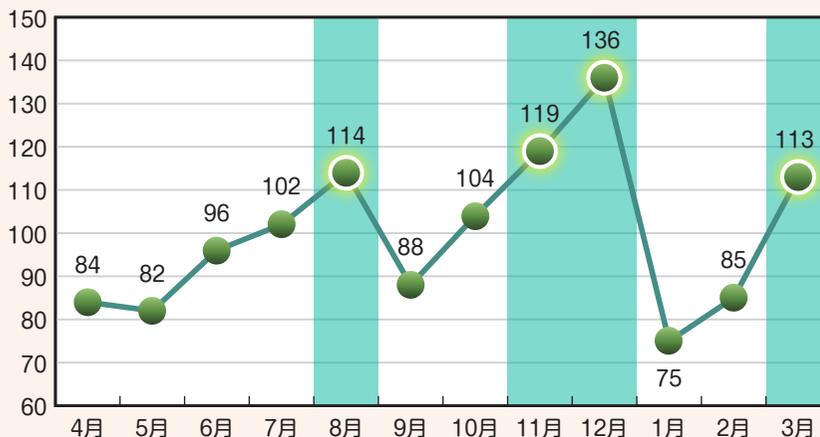
どんなものを万引きしているの？

- 1位 食品(菓子、ジュースなど)
- 2位 玩具(ゲームソフトやトレカなど)
- 3位 雑貨(文具など)

- 4位 書籍、マンガ
- 5位 衣類

(警視庁生活安全総務課集計)

全国の万引き補導人員の指数【14歳未満】



(補導数/中心化移動平均)×100 期間：平成30年1月～令和2年12月

青少年の万引き補導数は12月・11月・8月・3月の順に多くなっています。冬休み前や夏休み・春休みには特に注意が必要です。

※増減がはっきりわかるように指数化しています。

(警察資料の分析)

2

万引きに関する質問です。

Q1

商品をカバンや服に隠しても、店から出なければ万引きとはならない。

YES

NO

Q2

万引きが見つかったも、その場でお金を支払えば万引きとはならない。

YES

NO

Q3

犯罪に問われるのはどれでしょう。

[ア]

友だちに誘われて見張りをした

[イ]

友だちに盗んでくるように頼んだ

[ウ]

友だちが万引きした物を買った



答え

万引きを「軽く」考えたら大間違い！ それは「重い」犯罪なのです。

万引きは窃盗罪
(刑法第235条)

他人の物を盗んだ者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役
または50万円以下の罰金に処する。

Q1

NO

代金を支払わずに、商品を店の外に持ち出したら窃盗罪です。だからといって、店の外に持ち出さない限り問題ないと思っ
てはいけません。店内であっても、精算前の商品をポケットや
バッグなどの中に隠したら窃盗罪に問われることもあります。

Q2

NO

万引きしても、お金を支払って弁償すれば罪に問われないと
思ったら大間違い！あとでお金を支払っても窃盗をしたこと
に変わりなく、窃盗の罪を取り消すことはできません。



Q3

いずれも
犯罪です

[ア] 見張りをしたら、一緒に万引きをしなくても共同正犯(刑法第60条)
または幫助犯(刑法第62条)となる可能性があります。

[イ] 友だちをそそのかして万引きをさせると、教唆犯(刑法第61条)として
罰せられる可能性があります。

[ウ] 盗品であることを知っていて買うと、盗品等有償譲受け罪(刑法第256条2項)
に問われる可能性があります。

3

お子さんが万引き! どう対応したらよいでしょう。

理由を聞く

なぜ万引きをしたのか。まずは話し合う場を設けて、万引きをしたときの理由や気持ちを聞き、事実を正しく把握しましょう。

学校の問題や、いじめや仲間外れなどの友人関係、あるいは、放任や不和、過干渉などの家庭問題が、万引きの引き金になっている場合があります。

感情的にならず、「万引きは犯罪」、「絶対にしてはいけないこと」と理解させましょう。



一緒に万引きしたお店に謝りに行く

保護者が謝罪する姿を見ることで、お子さんは自分がしてしまったことの重大さに気づきます。

『子どもなんだから…』『弁済すればいいでしょ』『他の子もやっている』などと言ってかばうと、せっかくの更生の機会を台無しにしてしまいます。

一緒に解決策を考える

万引きをするにいたった理由・原因について、お子さんと話し合いながらその解決策を一緒に考えましょう。

必要に応じて、地域の児童相談センターや教育相談センターなど第三者にアドバイスを求めてみるのもいいでしょう。

万引きを「二度としない」とお子さん自身が決意できることが大切です。



4

一度、お子さんと話し合ってみませんか? 万引きについて、こんなコト・あんなコト

?!

万引きについて
どう思う?

?!

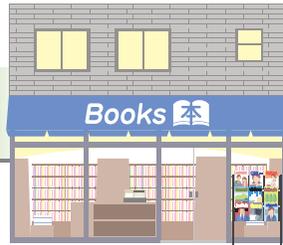
友だちから
万引きを誘われたら
断れる?

?!

そもそも
どうして万引きを
してはいけないの?



万引きの誘いに打ち勝つ自信ができたならば、きっとほかの非行も防ぐことができます!



5

見逃さないで! 「助けて」のサイン

姫路市立大津中学校 2年 (当時)
藤井 怜子 さん

犯罪や非行のない社会について考える小中学生の作文コンテストで、万引きについて書店の姿勢や心情を書いた藤井さんの作文が法務大臣賞を受賞しました。

「ブー——。」この音を聞くとドキッとします。これは万引き防止の防犯ブザーの音です。レジを通っていない商品が店の外に持ち出されると、店の出入口でこの音が鳴ります。

私の家は書店です。本や雑誌、コミックスの他に、文房具も販売しています。私の祖父母、そして母が、五十年以上も地域の人や子供達のために切り盛りしてきたお店です。

長い間お店をしていると、万引きにも遭います。あの「ブー」という音が鳴ると、一日中気分が悪い、と祖父は言います。

「万引き」と言うと「罪」が付いていないだけで犯罪の一手前のような印象がありますが、子供だろうと大人だろうと、立派な窃盗罪です。それなのに、まるでゲーム感覚で、自分の欲望のまま、我が家の財産を盗んで行くのです。私は万引き犯をどうしても許せません。祖父母や母に、万引き犯にどのように対処しているのか、尋ねました。

万引きは、地域柄、小・中学生に多いのです。祖母や母は、入ってきた瞬間に「万引きをしそうな子」が分かるそうです。目つきが違うのです。そんな子が入店してくると、緊張が走ります。絶対に目を離しません。あまりジロジロ見ると失礼なので、必ず視界に入るように立ち、知らんぷりをします。しかし、店員は万引き犯を捕まえることが仕事ではありません。万引きを未然に防ぐこと、子供に罪を犯させないことが仕事なのです。おかしいな、と思った子には、必ず目を見て、笑顔で声掛けをします。「いらっしゃいませ。」「何かお探しですか?」相手に、あなたのこと見ていますよ、とアピールします。これで大抵の万引きを未然に防ぐことができます。

ところが、それでも防げないことがあります。そんな時、心の中で見抜けなかったことを悔やみつ、なぜ盗んでしまったのか、子供の話をよく聞くようにしています。祖父母も母も決して声を荒げません。なぜ盗ってはいけないのか、このままだとどうなるのかを、わかりやすく丁寧に話します。すると大抵の子がポロポロと泣き出すのだそうです。叱られて泣いているのではなく、大変なことをしてしまったという焦りと、心に溜めていたものが決壊した涙のように思えます。

万引きをする子の殆どは、家庭に問題があります。それは親に迎えに来てもらった時にわかります。商品代金を払えば済むと思っている親、来た途端、子供が吹っ飛ばすまで殴る親、「またか」と言うように驚きもしない親。両親の仲が悪く喧嘩ばかりしていたり、父親又は母親がいなかったりと、家でぼつんと寂しそうな子供の様子が目に浮かびます。

万引きは心のSOSです。誰も罪など犯したくありません。寂しい・構って・見て・笑って。親、特にお母さんに切実なメッセージを送り続けた、最終手段なのだと思えます。

だから私の祖父母は必ず迎えに来た親に、「子供さんの話をよく聞いて、じっくり話合ってください。」とお願いし、万引きした子には「今度は気持ちよくお買い物しに来てね。」と送り出します。書店員の仕事はここまでです。悔い改め更生させる本当の力は、家族しか持ち得ないのだと私は思います。

小中学生の万引きをなくすには、まずは家庭からです。日頃から様子をよく観察し、子供が出す「助けて」のサインを、家族にいち早く察知してほしいのです。

一番わかりやすいサインが、持ち物です。万引きをしていると、買ってあげた覚えのない、或いは与えたお小遣い以上の金額の文房具や漫画、お菓子が増えてきます。それに気付いた時、



きっと最近ゆっくり子供と対話していないことにも気付くでしょう。私の母は本当に大切な話をする時、私の手を握りながら話します。緊張した冷たい私の手が、母の手に温められ、いつもより素直に話せるような気がします。だから子供のサインに気付いたら、優しく手を握って、目をしっかり合わせて話をしてほしいのです。人の手のぬくもりが、その子を犯罪の道から救うのです。

そしてこれは本屋で育った私だからこそ言えるのですが、家庭で読み聞かせをよくしてほしいと思えます。

万引きをする子は「イライラしていたから。」とよく言います。イライラの原因は様々ですが、結局自分は何に苛立っているのか、言葉でうまく表現できないからイライラしているのだと思えます。親子で読書、読み聞かせをすることで、語彙が増えるだけでなく、親子の絆も強くなります。読み聞かせをよくする家庭に暴力も虐待もありません。一日たった一話でも、親子で一緒に楽しむ時間があれば、心のすれ違いはなくなると確信しています。

家族や地域の大人達の温かい眼差しや声掛け、そして豊かな愛情が子供達の心身を健康にし、共に明るい社会を築くことができるのだと、万引きの問題を通じて知りました。

(法務省ホームページより)

この年ごろの子どもと話し合うときは、
諭すのではなく、子どもが話すことをじっくり聞く姿勢が大切です。

- 1 話しやすい場所と時間を設ける
- 2 よく聴く姿勢・態度を示す
- 3 話の内容を否定や批判をせずにそのまま受け止める
- 4 何か他の事をせずに集中して話し合う
- 5 相づちを打ったり頷いたりして話を聴く
- 6 その行動をした時の気持ちを共に感じる
- 7 子どもが使った言葉を用いて返し、理解していることを伝える
- 8 良い点を見つけてほめる
- 9 会話が進んでいくように考えて質問をする
- 10 子どもの動作に応じて鏡のように自分の動作も合わせてみる

そんなときはひとりで悩まず、周りの人たちに
相談してみてもいいでしょう。
また、下記の機関に相談するのもよい方法です。

子どもが万引き…
どうしたらいいの？



文部科学省 [24時間子供SOSダイヤル]

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者
等が、いつでも相談機関に相談できるよう、都道府県及び指定
都市教育委員会の相談機関が夜間・休日を含めて24時間対応

0120-0-78310
(なやみ言おう)

● お読みになっていていかがでしたか？

表紙のQRコードからぜひ、ご意見・ご感想をお寄せください。 <https://www.manboukikou.jp/k202108/>

■発行／特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2
書店会館4階
TEL. 03-5244-5612 FAX. 03-5244-5613
<https://www.manboukikou.jp> [2021年6月発行]

■監修／土井 隆義 [筑波大学人文社会系教授(社会学) 博士(人間科学)]
■企画協力／一般社団法人 日本経済教育センター
協力／全日本中学校長会生徒指導部
■後援／文部科学省・警察庁・日本小売業協会
■協力／工業会 日本万引防止システム協会



宝くじは、



図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちでみなさまの豊かな暮らしに役立っています。



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人
日本宝くじ協会

<https://jla-takarakuji.or.jp/>